

伊奈町ヤングケアラー支援事業
アセスメント・インテーク調査ガイドライン
【詳細版】

令和5年3月
伊奈町社会福祉課

目次

1 はじめに	P2
①ヤングケアラーの定義	
②ヤングケアラー本人やその家族の認識	
③伊奈町のヤングケアラー支援体制	
2 アセスメント・インテーク調査の目的	P3
①調査全体の目的	
②アセスメント調査とは	
③インテーク調査とは	
④インテーク調査後はどうするか	
3 アセスメント・インテーク調査の視点	P4
①児童・生徒の権利擁護	
②ヤングケアラー支援の視点	
4 アセスメント調査の実施方法	P4
①誰がシートを記入するか？	
②調査対象の児童・生徒は誰か？	
③アセスメントシートの具体的な記入方法・注意点	
5 インテーク調査の実施方法	P6
①インテーク時の導入と聞き取るキーワード	
②より多くの情報を引き出すために	
③インテークの所要時間	
④面談者の選定	
6 その他	P7
〈様式集〉	
別紙様式1 ヤングケアラーアセスメントシート／記入例	P8／P9
別紙様式2-① ヤングケアラーインテークシート①／記入例	P10／P11
別紙様式2-② ヤングケアラーインテークシート②／記入例	P12／P13
参考資料1 伊奈町ヤングケアラー支援のためのアンケート調査	P14
参考資料2 ヤングケアラーはこんな子どもたちです	別添

1 はじめに

① 「ヤングケアラー」という言葉に現在の法令上定義はありませんが、本ガイドラインにおいては「本来大人が担うと想定される家事や、病気・障がいのある家族等の介護・世話などに忙殺され、本来守られるべき権利(健康・教育・文化的生活)が侵害されている(または可能性のある)児童・生徒(18歳以下)」として捉えています。本ガイドラインは、この「ヤングケアラー」を早期発見し支援につなげていくことを目的としたガイドラインです。

現在上記のような状況に当てはまる「ヤングケアラー」だけでなく、「将来的に負担を抱えるかもしれない児童・生徒」などのヤングケアラー予備軍の児童・生徒についても見逃すことなく把握し、本人からしっかり話を聞くことで早期発見に努めるものです。

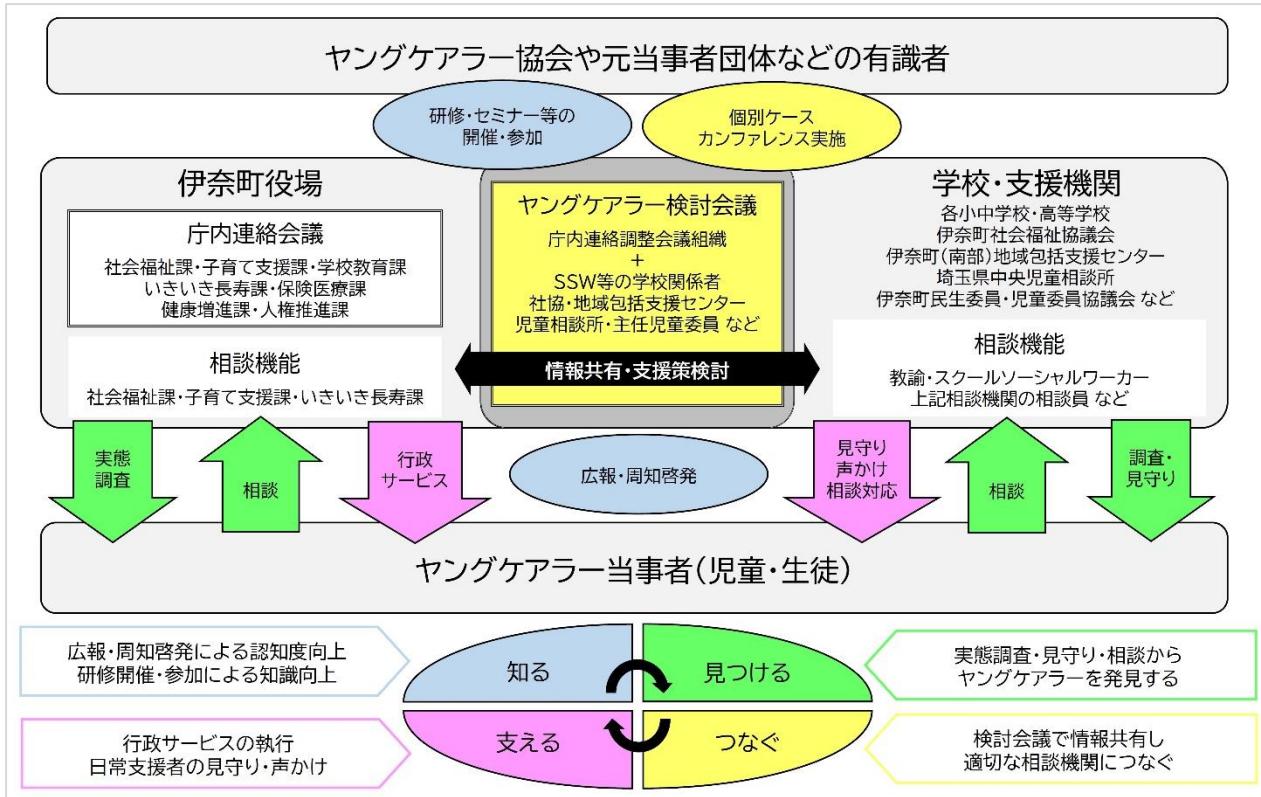
日本ケアラー連盟が示す「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」



(©一般社団法人日本ケアラー連盟／illustration:Izumi Shiga)

② ヤングケアラーを早期発見し、迅速な支援につなげていくことが望ましいですが、同時に気を付けなければならないのが、ヤングケアラー本人やその家族にとって「ケアがどのような認識であるか」が非常に重要です。本人からの相談や声がなく、支援者側から見て心配な家庭にアプローチする場合は、児童・生徒が行っていることを否定することなく、本人と家族の認識を確かめる必要があります。複数の問題を抱える介入が困難な家庭に対するアプローチの方法は、多機関で話し合い、慎重にプランニングしていきます。

③ 伊奈町におけるヤングケアラー支援体制のイメージ

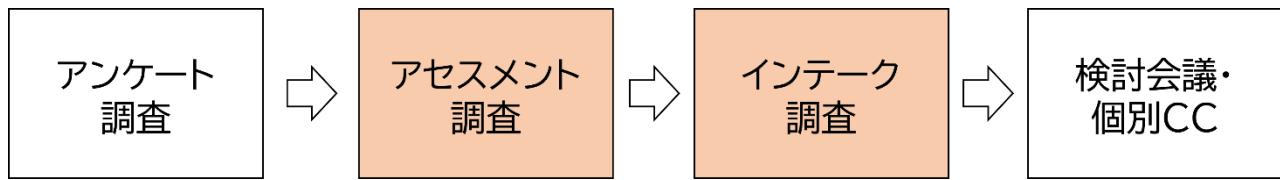


2 アセスメント・インテーク調査の目的

- ① アンケート調査の結果を受け、今後特に分析が必要と思われる児童・生徒に対し、より詳細な調査を行うものです。アンケート調査で声をあげた児童・生徒に速やかにアプローチし、必要な支援を検討するため、非常に重要な調査となります。
- ② アセスメント調査…「アセスメント(assessment)」は、直訳すると「評価・査定」を意味し、福祉・医療分野等では、「人や物事を客観的に評価・分析する」という意味で使用されています。まず、アンケート調査で児童・生徒からのサインを受け取り、アセスメント調査で周囲の支援者(学校の先生、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者、保育士、行政・支援機関、民生委員等の地域の支援者)がすでに知り得ている情報を再確認するものです。アセスメント調査には、アセスメントシート(別紙様式1)を使用します。
- ③ インテーク調査…「インテーク(intake)」は、直訳すると「(水や空気などの)取り入れ口」を意味し、後から福祉・医療分野において「相談者がどのような問題を抱えているか知るために最初の面接」という意味で使われるようになりました。

インテーク調査では、実際に児童・生徒と面談し、アンケート調査・アセスメント調査で把握している情報に間違いがないか確認します。

インテーク調査後は、伊奈町ヤングケアラーに関する検討会議、個別ケースカンファレンス等により、より細かく児童・生徒の状況を把握することで支援に発展させていきます。



④ この一連の調査・会議等により、断片的だった情報を集約し、児童・生徒個別の「プランニングシート」を作成します。この「プランニングシート」を再度検討会議等で共有・支援方針を策定し、各支援者が支援につなげやすい環境を整備します。

また、「プランニングシート」は新しい情報があり次第更新し、台帳化することで継続的な支援に役立てます。

3 アセスメント・インテーク調査の視点

① 「児童・生徒自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認していきます。

② ヤングケアラーへの支援は、「児童・生徒自身と問題やニーズ(必要としていること)を共有し、どうしていくかと一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中での児童・生徒の役割や様子だけでなく、「児童・生徒自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった児童・生徒の想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

4 アセスメント調査の実施方法

① アセスメント調査は、アセスメントシート(別紙様式1)を用いて、次の3つの項目で順に確認していきます。調査は学級担任を中心とした、対象児童・生徒をよく把握している先生が回答してください。「記入者」欄には代表の方の氏名を記入していただきますが、もし、その児童・生徒の情報を複数の先生が知っている場合は、とりまとめて1枚のシートで回答してください。「関係」欄には、児童・生徒との関係(「担任」「学年主任」「養護教諭」「教頭」など)をご記入ください。

② アセスメント調査の対象児童・生徒は、アンケート調査(参考資料 1)における設問2「ヤングケアラーとは」のイラストを見て当てはまるものに○をつけましょう」の項目に一つでもマルが付いていて、さらにこのうち、設問5「学校や周りの大人に助けてほしいことはあるか」の項目に該当する児童・生徒です。こちらの児童・生徒の氏名はあらかじめアセスメントシートに入力してお渡します。

上記以外にも、ヤングケアラーと思われる児童・生徒がいた場合は、氏名欄が空欄になっているアセスメントシートを用いて、情報提供をお願いします。

③設問ごとの注意点

(1) 本来守られるべき児童・生徒の権利が守られているか

- ◆ 守られるべき児童・生徒の権利として、「①健康に生きる権利」「②教育を受ける権利」「③子どもらしく過ごす権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。
- ◆ これらの項目は、ヤングケアラーの児童・生徒にみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて児童・生徒や家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。
- ◆ なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、児童・生徒の状況により異なります。まずはそのような児童・生徒の様子があるかを確認した上で、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

(2)家族・ケアの状況など

- ◆ (1)において、★に一つでもチェックがついた場合には、「①家族構成」「②児童・生徒がケアしている家族」「③対象家庭の抱える問題」「④児童・生徒が行っているケアの内容」「⑤児童・生徒がケアに費やしている時間」「⑥家庭内に児童・生徒本人以外でケアする人がいるか」これらの項目について確認します。
- ◆ 「④児童・生徒が行っているケアの内容」において、ケアの相手の生命にかかわる身体的介護(入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の体を持ち上げるなど)や情緒的な支援(感情面のサポートなど)は、児童・生徒にとって身体的・精神的な負担が大きく、児童・生徒が行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。このような可能性が高いと思われる場合は、児童・生徒が行っているサポートの内容について、具体的な状況を確認する必要があります。
- ◆ 「⑤児童・生徒がケアに費やしている時間」においては、児童・生徒が自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては児童・生徒の生活が制限される「過度なケア」となっていることがあるため、状況を確認するものです。

(3)児童・生徒の認識

- ◆ ヤングケアラーへの支援においては、児童・生徒にとってどのような状況が望ましいのかについて、児童・生徒と一緒に考え、児童・生徒自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。
- ◆ 児童・生徒自身がヤングケアラーであることを認識していない、児童・生徒自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から児童・生徒の様子・状況を確認した上で、「児童・生徒自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」、「児童・生徒本人がどうしたいと思っているか(想い・希望)」といった、児童・生徒自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。
- ◆ 児童・生徒がケアについてどのように認識しているかは非常に重要な情報ですが、面談や聞き取りを要しないアセスメント調査では、把握が困難な場合があります。わからない場合は「不明」にチェックを付け、インテーク調査等で段階的に情報を把握していく必要があります。

(4)「アセスメント調査」においては、改めて児童・生徒から聴取する必要はなく、すべて記入者が知る範囲(自然に知り得た情報)で記入してください。

5 インテーク調査の実施方法

- ① アセスメント調査が完了したら、インテーク調査(面談)に移ります。インテーク調査は、インテークシート(別紙様式2-①②)を使用します。まずは別添の「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」のイラスト(A3)を児童・生徒に見せて、当てはまるものを改めて確認します。

- ◆ 会話例:「すこし前に書いてもらったアンケートのことで、みんなにもう一度同じことを聞いています。この中で当てはまるものがありますか?」

このイラストを話題の起点に、インテークシートの2~7までの質問について聞き取ってください。児童・生徒との関係性に応じて適宜単語や言い回しを変え、答えやすい雰囲気を作成ください。インテークシートの質問項目に必ずしもすべて答えてもらうのではなく、自然な会話の流れから、ヤングケアラーと疑われる「キーワード」を聞き取ることが重要です。

- ◆ 注意すべき「キーワード」

「助けて」「つらい」「かなしい」「(学校・遊びが)楽しくない」「痛い」「疲れた」「(親・友達が)嫌い」「怒られる」「怖い」「罰」「ぶたれる」など

② 各質問から少し飛躍した内容や、児童・生徒が熱心に話し始めた内容は、さえぎることなく聞き取り、「インテークシート②」の空欄に記入してください。一見関係のない話題でも、情報を引き出せる場合があります。

③ インテーク調査は、他の児童・生徒に不審に思われないよう、おおむね 10 分～15 分程度で実施してください。ただし、児童・生徒が「もっと話したい」と言った場合(何か言いたそうな雰囲気がある場合なども含む)は、できる限り耳を傾けてください。時間がかかりすぎてしまった場合は、また同じように話を聞いてほしいか問い合わせ、次の約束をすることで児童・生徒が安心できます。

④ 原則、インテーク調査は普段からの関係性が構築されている先生が行っていただくことを想定しています。普段かかわりのない大人がいた場合、緊張してしまったり、本音が引き出せないことがあります。専門性の高い職員(スクールソーシャルワーカー、保育士、保健師、児童福祉司など)や町職員などの同席が必要な場合は、担当までご相談ください。

6 その他

- ◆ 本ガイドラインの内容についてご不明点がございましたら担当までお問い合わせください。必要によりご説明に伺わせていただきます。
- ◆ 本ガイドラインの参考資料:ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)(厚生労働省)など

〈担当〉

伊奈町役場 社会福祉課 社会福祉係

電話 048-721-2111(内線 2136) FAX 048-721-2137

メール syakaifukushi@town.saitama-ina.lg.jp